

仁徳紀の構成（二）

― 即位前紀と皇后・氷室・易名・鷹甘部 ―

松 倉 文比古

▼キーワード

『日本書紀』

仁徳天皇即位前紀

御宇天皇

支配領域

山野河海

天空

▼要旨

『日本書紀』巻第二は、所謂「民の竈の賑わい」の説話に代表されるように、崇神・垂仁と並んで徳治を実践した天皇として仁徳（大鷦鷯）天皇を描出している。菟道稚郎子との皇位互譲を通じて、その即位に至る経緯を述べる即位前紀は、とりわけその特徴が顕著である。また、元年条以下に於いては「一に曰く」「一書に曰く」等の異伝を僅かに一条みるのみで、他の諸天皇紀と比して極めて整然とした印象を強く受ける。そのような特徴を持った仁徳天皇紀に於いて、皇位互譲を主たるテーマとする即位前紀を中心に、それに連関すると思われる元年紀以下の

后妃（磐之媛・八田皇女）・氷室起源・易名・鷹甘部設置傳承等を探り上げ、仁徳紀の構成上の特色を検討した。その結果、仁徳紀の構成上の編纂意図の一つとして、徳治を実践する天皇の支配領域が奈辺にあるのかを明示することにあつたことを指摘した。それは、崇神・垂仁がそうであつたように、令制下に於ける理想的天皇像を語る意図に基づくに他ならない。また、前後の天皇に比して特殊であると指摘される、即ち、日本国内に自生する最小の鳥であると考えられるミソサザイを意味する鷦鷯ミソサザイと和風諡号とする理由を、その天皇の支配領域に関連することも指摘した。と同時に、仁徳記・紀を通じてその実在性を含め、仁徳朝としての歴史的事実を導き出すことが、困難であることも併せて指摘した。

一 はじめに

『日本書紀』^(二)（以下、『紀』と略称する）に描かれる天皇像について考えると、津田左右吉氏が既に指摘されたように、神武天皇は「朝廷のはじめ」としての「始馭天下之天皇」（神武元年条）としてあり、「御肇國天皇」（崇神紀十二年条）崇神天皇は「国家経営の事業をせられた天皇のはじめ」として位置付けられる。^(三)それを承けて具体的に朝鮮半島まで視野に入れた政治世界を押し広げたのが、垂仁以下の諸天皇であると理解できる。^(三)そのような諸天皇紀にあつて、仁徳天皇は『古事記』^(四)（以下、『記』と略称する）も含めて「聖帝」とされる。そこには、『記・紀』編纂時に考えられた、神武に始まる儒教的徳治思想に基づく天皇統治の理想的な有り様（理念）が提示・集約されていると理解することができる。

仁徳紀を概観すると、一つの特色が指摘できる。例えば、応神紀などは訓注を除いて、本文に対する異伝や補注と考えられる「百濟記云はく」「一に云はく」などが少なからず散見されるが、仁徳紀ではそれがほとんどみられない。僅かに、三十年十月朔条の皇后磐之媛を召喚する使者として派遣された臣祖口持臣に関して、「一に云はく」として「和珥臣が祖口子臣といふ」とする異伝が一条付されているのみで、非常に整えられた天皇紀である印象を免れない。そして、そこに描かれる天皇像を集約する表現としてある語が、既述したように「聖帝」（仁徳紀十年十月条）であることは、多言を要しない。具体的には民生安定を象徴する同紀元年正月己卯条の難波高津宮造営に始まり、十年十月条へと展開する課役免除に関する一連の記事、それに連続する十一年四月甲午条から十四年庚辰条に記述される池溝開発記事に最もよく示されている。しかし、前稿「仁徳紀の構成（一）——儒教的君主（聖帝）観と関連して——」^(五)で述べたように、それが全てではないこともまた明らかである。

仁徳紀は記事内容に沿って、概ね次の①から④群に記事を区分することができる。

①群 即位前紀

②群 元年条～三十七年十一月癸酉条

③群 三十八年正月条～六十二年是歳条

④群 六十五年条～八十七年十月己丑条

先ず①群は菟道稚郎子と大鷦鷯尊による皇位互譲を中心とする内容である。ここでは、応神紀四十年正月戊申条の三皇子（大山守命・菟道稚郎子・大鷦鷯尊）分掌のそれを承けている。かような分掌と類似する記事は、『古事記』上巻神代の三貴子分治、綏靖即位前紀の同母兄神八井耳命と弟神淳名川耳尊の「神祇」と「天位」（皇位）分掌、崇神紀四十八年正月戊子条の活目尊と異母兄豊城命との皇位と「東国」支配の分掌などが挙げられる。そして綏靖・崇神紀共に、兄に相当する人物は孰れも多氏、上・下毛野氏の祖とされるのみでなく、皇位を継承したとされる人物の出自が皇后所生であることに特色が認められる。かかる分治・分掌に関する記載は、履中紀以降、全くみられなくなる。次の②群は所謂「聖帝」伝承と皇后磐之姫の嫉妬にまつわる記事を中心としている。ここでの特徴は、『古事記』のそれが天皇と皇后との和解によって終結しているのに対し、仁徳紀では筒城宮で死没するまで「遂に奉見えたまはず」（三十五年十一月庚申条）として、皇后は天皇のもとに戻る事がなかったとしている点である。この部分に於いては、その嫉妬の激しさもさることながら、これを解決し得なかった仁徳はその「聖帝」像とはかけ離れている。かような『記・紀』の相違点も一考する必要がある。

この磐之姫の死を承けて成立するのが、③群であると考えられる。ここでは菟道稚郎子の同母妹八田皇女立后とその人物像を語る準別皇子と雌鳥皇女の叛乱伝承を中心とする。その特徴は、「皇后」磐之姫とは対照的な人物として「皇后」八田皇女は描かれている。ここには、嫉妬に象徴される葛城氏に出自をもつ皇后磐之姫から、皇族に出自を有する八田皇女へと皇后を交替させようとする、『書紀』編者の意図が認められる。と同時に、祥瑞出現に関する記事、百済由来の技術に基づく鷹甘部設置や官船の築造、氷室起源、蝦夷叛乱や新羅不貢・高麗朝貢など種々の事柄が掲出されている。①・②群のそれと比較すると、およそ纏まりを欠く印象をうける。ただ応神紀を視野に入れば、例えば蝦夷に関するそれは、応神紀三年十月癸酉条に「東の蝦夷、悉く朝貢する」とあるそれを承けていると理解でき、新羅・高麗関係記事は神功・応神紀の対外関係に基づくと考えることができる。その観点からすれば、百済に起源をもつとする鷹甘部についても仁徳紀に収載される理由は理解できる。

しかし、それが何故に鷹甘部であるのかということについては不分明といわざるを得ない。その点は、額田大中彦皇子による水室の起源についても同様であろう。

次の④群ではその殆どが造陵に関わる事柄であり、その中で六十五年・六十七年は歳条は災厄をもたらす飛驒の宿禰の和珥臣祖難波根子武振熊による誅殺、吉備中国の川嶋河の水虬の笠臣祖県守による誅殺記事に特徴を認められる。それは、六十七年は歳条の次の様な記述で括られている。

（上略）此の時に當りて、妖氣稍に動きて、叛く者一二、始めて起る。是に、天皇、夙に興き夜く寐ねまして、賦を軽くし劔を薄くして、民萌を寛にし、徳を布き恵を施して、困窮を振ふ。死を弔ひ疾を問ひて、孤孀を養ひたまふ。是を以て、政令流行れて、天下大きに平なり。

この二条の記事は共に具体的時日を欠いており、その内容からも歴史的事実とは到底考えることはできない。^(六)また、吉備中国の川嶋河の水虬が、元来、河神・水神を表象しているということは明らかであり、ここではそれを誅殺するという構成を採っており、神祇祭祀よりも儒教的合理性を優先している。^(七)かかる姿勢は、十一年十一月条の茨田堤築造に関するそれと通底している。更に、その地が飛驒国・吉備中国としており、畿内を中心として考えれば周縁としての西国（山陽道）・東国（東山道）の統治や民生の安定を象徴させようとしている意図を看取することが可能であろう。③群が蝦夷や朝鮮半島諸国を中心としていることから、それは窺われる。これを②群の記述や造陵記事と併せ考えれば、④群が仁徳「聖帝」の治世とその世界の総括の意図をもつて配されていることが明らかである。

かかる内容的な特色を有する仁徳紀にあつて、即位前紀の述べる皇位互譲が「聖帝」像を導き出す重要な位置を与えられていることは明らかである。既に仁徳天皇像については、吉井巖氏・^(八)直木孝次郎氏等の優れた研究がある。しかし、猶、不分明な部分が少なくない。それらの研究に導かれながら、小稿では、前稿に於いて①群と区分した即位前紀が、如何なる意図のもとに記述され、②群以下に配列される記事と如何なる関係性にあるのかを改めて考えてみたい。

二 天皇の母系出自と皇后

仁徳即位前紀は、その内容に沿って概ね六段落に分けることが出来る。先ず第一段は大鷦鷯天皇（仁徳）の父系・母系についての出自と漢籍

に典拠をもつ文章に基づく人となりに関する内容であり、かかる記述は他の諸天皇紀にも付されている。これに関連する記述が、元年正月己卯条に産屋に飛来した木菟と鷦鷯に関する応神と大臣武内宿禰の子との同日誕生と易名説話として収載している。そこでは、飛来した鳥について「吉祥」・「是天の表なり」とし、「以為ふに、其の鳥の名を取り、各相易へて子に名づけて、後葉の契とせむ」と、その名（和風諡号）の由来を説明している。かような諡号の由来を説く天皇紀は、応神・仁徳の他には反正以外には無く、異例である。その観点からも、この説話の配された理由を検討する必要性は認められよう。また成務紀三年正月朔条にも天皇と武内宿禰との同日誕生譚が掲出されており、武内宿禰とその後裔氏族に同日誕生譚は偏在している。一方、易名説話は、神功紀撰政十三年二月甲子条に太子を伴って武内宿禰が「角鹿の筭飯大神」を拝祭し、応神即位前紀の「一に云はく」で「大神と太子と名を相易へたまう」、「故、大神を号けて去来紗別神と曰し、太子の名は菅田別尊とまおすといふ。然らば大神の本名は菅田別神。太子の元名は去来紗別尊と謂すべし（下略）」とする。この易名説話は『古事記』仲哀段にも収載されており、「角鹿の伊奢沙和氣大神之命」の「吾が名を以て、御子と御名に易へむと欲ふ」、「明日の旦に、濱に幸すべし、名を易ふる幣を献らむ」との夢告を建内宿禰が得た。「故、其の旦に濱に幸行しし時に、鼻を毀てる入鹿魚、既に一浦に依りき。是に、御子、神に白さしめて云ひしく、我に御食の魚を給へり」として、その御名を称へて御食津大神と号けき、故、今に氣比大神と謂い、都奴賀の地名の由来は入鹿魚の鼻の血が「臭」く、「血浦」と称したことに因るとする。この『記・紀』両書の易名説話で仲哀段のそれから地名の起源説話、神社本縁としての性格を読み取れる。とりわけ献じた「御食」が「魚」（入鹿魚）であつたということは、氣比神社祭神がその立地環境をも勘案すれば、本来、海洋と親縁な関係にあつたことが窺知できる。しかし理解し難い点は、応神即位前紀が述べているように応神の易名以前の名が「イザサワケ」であるとするれば、仲哀段のそれは明らかに矛盾している。即ち太子と建内宿禰が拝祭した角鹿大神は「伊奢沙和氣大神」ではなく、元来、「品陀和氣」でなければならぬ筈であり、必ずしも整合してはいない。それ故に応神即位前紀にみる「一云」が成立するのであろう。孰れにしても神功皇后の渡海する母神の様相を勘案すれば、易名説話が天皇の海洋的な神性を説くことに重点が置かれていると理解することが可能であらう。かかる易名に由来するとされる応神の治世下の三年には、十月癸酉条の「東の蝦夷」朝貢に続き、最初の具体的記事といえる十一月条に、「処々の海人、訕叱きて命に従はず」という状況に対して、阿曇連祖大濱宿禰を派遣してこれを鎮めて「海人の宰」とし、五年八月壬寅条では海人部を定めたとする記事が配置されている。このことは、大鷦鷯尊（仁徳）の諡号が飛来した鳥に関する易名に基づくとするそれ、加えて皇位互譲の過程に於いて、海人がその賛貢納を巡って苦慮する記事等と併せ考えると、両者の易名記事はセット関係にあるのではないかと推測される（これ

については後述する）。

次の第二段落は、応神の死に伴う太子菟道稚郎子と大鷦鷯尊との皇位互譲について、その理由を述べている。菟道稚郎子は、「今我は弟なり。且文献足らず。何ぞ敢へて嗣位に繼ぎて、天業登らむや」と即位を固辞し、先ず長幼の序に則るべきことを強調したとする。そして、応神が太子と定めたことについて、次のように述べたとある。

（上略）其れ先帝の、我を立てて太子としたまへることは、豈能才有らむとしてなれや。唯愛したまひてなり。亦宗廟社稷に奉へまつることとは重事なり。僕は不佞くして、稱ふに足らず。夫れ昆は上にして季は下に、聖は君にして愚は臣なるは、古今の常典なり。願はくは王、疑ひたまはず、即帝位せ。我は臣として助けまつらまのみのたまふ。（下略）

これに対して、「聖」とされた大鷦鷯尊は、「先皇」は「預め明德」豊かな人物を太子として選定したのであって、「豈先帝の命を棄てて、輒く弟王の願に従はむや」と即位を固辞して、「各相譲りたまふ」とする。ここにみる記事と主張内容とが、『漢書』・『魏志』・『文選』等に典拠と儒教的徳治思想とに根拠を持つことはいままでもない。^(二二)と同時に、応神紀十五年八月丁卯条にみる百濟より渡来した阿直岐が「亦能く經典を讀めり。即ち太子菟道稚郎子、師としたまふ」とし、翌年二月条の王仁渡来と「師としたまひ、諸典籍を王仁に習ひたまふ。通達りたまはずといふこと莫し」とするそれを承けてのことであることも否定できない。その観点からすれば、渡来した阿直岐・王仁を菟道稚郎子の師であったとする記事が、皇位互譲の伏線として配されていると解される。猶、この応神紀十五年条の記事で奇妙な点は、菟道稚郎子を「嗣」とする立太子は四十年正月甲子条にあり、それ以前に「太子」とすることである。この表現も、後の立太子、皇位互譲記事を補完する、乃至伏線としての位置付けを与えられていると理解して大過なからう。この立太子・互譲の前提となるのは、応神紀四十年正月戊申・甲子条にある。

戊申に天皇、大山守命・大鷦鷯尊を召して、問ひて曰はく、汝等、子愛しきやとのたまふ。對へて言したまはく、甚だ愛しとまうしたまふ。亦問ひたまはく、長と少とは、孰か尤しきとのたまふ。大山守命、對へて言したまはく、長子に逮かずとまうしたまふ。是に、天皇、悦びたまはぬ色有します。時に大鷦鷯尊、預め天皇の色を察りて、對へて言したまはく、長れるは、多に寒暑を経て、既に成人と爲りたり。更に悞無し。唯少子者は、未だに其の成不を知らず。是を以て、少子は甚だ憐しとまうしたまふ。天皇、大きに悦びたまひて曰はく、汝が言、寔に朕が心に合へりとのたまふ。是の時に、天皇、常に菟道稚郎子を立てて、太子としたまはむとおもほす情有します。然るを二の皇子の意を知りたまはむと欲す。故、是の問を發したまへり。是を以て、大山守命の對言を悦びたまはず。

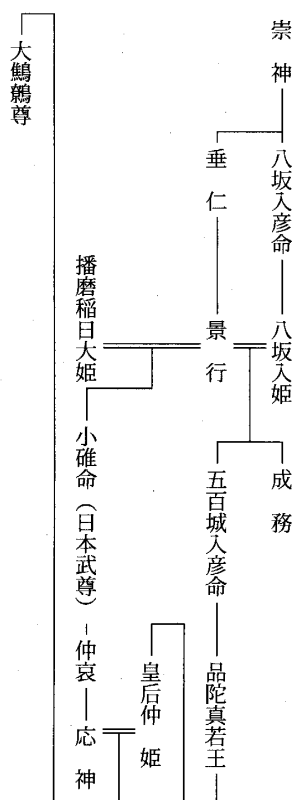
甲子に、菟道稚郎子を立てて嗣としたまふ。即日、大山守命に任さして、山川林野を掌らしめたまふ。大鷦鷯尊を以て、太子の輔として、國事を知らしめたまふ。

この三皇子による分掌に関する記事は『古事記』応神段にもみられ、菟道稚郎子は「天津日嗣」を、大雀命は「食國の政」を、大山守命には「山海の政」を委ねたとしており、『記・紀』共に大きな相違点はない。かような分掌・分治に関わる記事は、先にも触れたように応神記・紀の他にもみられる。『古事記』上巻の神代の所謂三貴子分治、綏靖即位前紀の手研耳命の叛乱鎮定後、神八井耳命と同母弟神淳名川耳尊との間の「汝の天位に光臨みて、皇祖の業を承けむこと。吾は、當に汝の輔と爲り、神祇を奉典らむとまうす。是即ち多臣が始祖なり」とする、神淳名川耳尊による「皇祖の業」継承と、その兄神八井耳命の「輔」としての「神祇」祭祀の分掌、崇神紀四十八年正月戊子条の豐城命・活目尊との間の御諸山を舞台とする夢占、続く四月丙寅条の「活目尊を立てて、皇太子としたまふ。豐城命を以て東を治めしむ。是上毛野君・下毛野君の始祖なり」とする、それがあげられる。そして、かかる分治・分掌記事は、応神記・紀のそれを最後に見られなくなる。これらの中で、綏靖即位前紀・崇神紀のそれでは、特定氏族の祖先伝承の色彩が濃い。と同時に、綏靖紀のそれが、天皇位と神祇祭祀とが密接不可分の関係にあることを示唆している。この点がより具体化されるのが、崇神・垂仁紀の神祇祭祀関係記事にあると思われる。^(三)一方、豐城命のそれについては、以下のように展開する。景行紀五十五年二月壬申条に豐城命の孫彦狹嶋王を以て東山道十五国の都督に任じたが、春日穴昨邑にて死没したのを承け、翌年八月に御諸別王に対して「汝が父彦狹嶋王、任さす所に向ふこと得ずして、早く薨りぬ。故、汝専東國を領めよ」と詔して、「即ち行きて治め、早く善き政得たり」とし、「是を以ちて、東、久しく事無し。是に由りて、其の子孫今に東國に有り」とする。御諸別王に関しては、『新撰姓氏錄』^(四)に毛野氏同族とされる和泉国皇別の珍皇主、摂津国皇別の韓矢田部造条に豐城命三世孫としてみられる。この崇神紀から景行紀への展開の於けるキーワードは御諸山にある。それは、大和王権の東国支配の起点に御諸山が措定されていることを伺わせる。つまり『記・紀』編纂時には初期大和政権の中心が御諸山周辺に、その周縁としての地域が東国（東山道）・蝦夷にあつたとする歴史認識を看取することができる。^(五)この文脈からすれば、「国家経営の事業をせられた天皇のはじめ」としての磯城瑞籬宮にあつた崇神が「御肇國天皇」とされ、日本武尊に由つて献ぜられた佐伯部の祖とされる「蝦夷」が「（伊勢）神宮」を汚し、更に「御諸山の傍」に於いて「神山」を侵したとする景行紀五十二年八月条、更に敏達朝に魁帥綾槽が「大足彦天皇の世」のことを踏まえて「三諸岳」に向かつて服属を誓盟したとする敏達紀十年二月条の伝承も理由のないことでは無いといえよう。

ところで応神朝の事柄として記される分治について、岡田精司氏は、三貴子分治の神話と比較され、「このように比べて見ると、あまりに似ているので、どちらか片方が原形で一方はそれを模倣して形を整えた話だろうと考えるのは当然であろう」とする。そして、応神紀・紀のそれは分治ではなく「分掌」であって、「皇太子制の定まる以前の複数の皇位継承資格者の存在した時代を反映している」として、三貴子分治のそれは「相当おくれて」「〔応神紀〕の三皇子分掌の話（の素材）をモデルにして取入れたものである」とする。そして「〔食國之政〕は「山海之政」と対になっている語であるから、内容的にも山部・海部のなものに対するもので、農耕生活―殊に水稻耕作によって生活する民の支配を意味するものではあるまいか。もつとも、この二種の「政」の区別は、正確には彼らの生活形態よりも、天皇への貢物の種類によって立てられていたものと思われる」としている。^(二六)三貴子分治と応神紀のその成立に関する先後関係については岡田氏の指摘される通りであろうと思われるが、応神紀・仁徳即位前紀にそれが配置された意図は看過できない。即ち、応神紀のそれを承けた仁徳即位前紀の皇位互譲の帰着点が大鷦鷯尊に収斂する。このことからすれば、それが天皇の支配する領域・世界を象徴的に語っているとみることができからである（この点については後述する）。

この第二段の互譲記事に於いて、先ず、「弟」・「季」菟道稚郎子を「明德」を備えた人物としながらも「愚」とし、「昆」大鷦鷯尊を「聖」・「賢」と位置付けている。即ち長幼の序が著しく強調され、徳治と長子相続を理想とする観点が貫かれている。そこには菟道稚郎子を称揚しようとする意図が確認できる。と同時に、両者の母系をみれば、「明德」菟道稚郎子は母を「妃」和珥臣祖日触使主の女宮主宅姫とするのに対し、「聖」大鷦鷯尊のそれは略系図で示せば次のようである。

互譲の記述の中にはその様な記述は認められないが、この略系図と菟道稚郎子の母の出自よりみれば、母系に於いて皇位継承者の出自が王族内にあるべきとする発想が認められる。そののみではなく、それ以前の皇位継承者の出自を勘案すれば、母が「皇后」であることが要件とされていることが窺知される。これは、仁徳の「皇后」についても同様であると考えられる。仁徳の「皇后」は、仁徳紀元年二月戊寅条の立后記事によれば葛城襲津彦の女磐之姫とされる。しかし、同紀三十年九月乙丑条に始まる菟道稚郎子の妹八田皇女を巡る皇后の嫉妬の記事には「皇后」に関する注目すべき事柄



が指摘できる。即ち、天皇の振る舞いに怒った磐之姫は紀伊より難波高津宮に帰還せず、淀川・木津川を遡り山背筒城宮を造立してそこに逗留した。そして、帰還を促す天皇を拒否し、三十年十一月庚申条には「明日に、乗輿、筒城宮に詣りまして、皇后を喚びたまふ、皇后、参見えたまはず」とし、三十五年六月に筒城宮に没したとする。^(二七)即ち「皇后」磐之姫は天皇と和解することがなかったとする。そして、三十七年十一月乙酉条に皇后の埋葬記事を挟んで、翌年正月戊寅条に八田皇女立后記事を配している。これに先立つて、後述する即位前紀の第六段の菟道稚郎子の自死による最終の場に於いて、大鷦鷯尊に対して「同母妹八田皇女を進りて曰はく、納采ふるに足らずと雖も、僅に掖庭の数に充ひたまへとのたまふ」とあり、皇后磐之姫の没後の立后を配慮した記述がみられるのである。^(二八)

かかる磐之姫から八田皇女への皇后の交替に關しての記事は、『古事記』仁徳段にはみえず、仁徳紀独自のものである。仁徳段では八田若郎女との「昼夜戯れ遊ぶ」關係を知った太后石之比売は「大きに恨み怒り」、山背筒城の韓人奴理能美の家に逗留したとする。そして口子臣・妹口比売、奴理能美の一計によつて、天皇との和解が成立したとする。その後、天皇は「八田若郎女に恋ひて」歌謡を贈るが、それに対して「八田の一本菅は一人居りとも大君し良しと聞こさば一人居りとも」と答え、その「御名代」として八田部が定められたとする。この八田若郎女と「昼夜戯れ遊ぶ」仁徳の姿は、およそ「聖帝」の称に相応しいとはいえない。しかし、結局、臣下の工作により太后と和解に至ったとすることにより、一応の体裁が整えられていると解されるのかも知れない。仁徳紀でも、その意味で「聖帝」像とは大きな落差が認められる。しかしその一方で、立后後の八田皇女像について次の様な記事が配されている。四十年二月条の皇后の同母妹雌鳥皇女を妃として迎えようとした際、使者となつた隼別皇子が「密に親ら娶りて、久しく復命さ」なかつた。しかし仁徳は「皇后の言に重り、亦友于の義に敦くしまして、忍びて罪」しなかつた。その後、隼別皇子の雌鳥皇女との「鷦鷯と隼と孰が捷き」との会話の中で、皇女の「隼は捷し」という答え、皇子の「是、我が先てる所なり」という言を聞いた天皇は叛乱と判断して、これの誅滅を決した。この時、皇后八田皇女は、「雌鳥皇女、寔に重罪に當れり。然れども其の殺さむ日に、皇女の身を露にせむことを欲せず」とし、これを承けて追討に派遣された吉備品遲部雄鰐・播磨佐伯直阿能胡に「皇女の齋てる足玉・手玉をな取りそ」と命じたとする。その後、命に反してそれらを奪い取ったことが露見し阿能胡を罰しようとしたが、贖罪に「私地」を献じたことにより「死罪を赦したまふ」とする。

これを仁徳段にみると、速総別王に対して女鳥王は「太后の強きに困りて、八田若郎女を治め賜はず。故、仕へ奉らじと思ふ。吾は、汝の妻と為らむ」として、石之日売の嫉妬深さが強調される。そして、追討に派遣された將軍山部大楯連が女鳥王の手に巻かれた玉釧を奪い取り、妻

に与えた。その後、豊楽の宴に於いて太后石之日売によってそのことが露見し、大楯連に「死刑を給ひき」とし、仁徳紀とは対照的な結末である。この記事に描かれた立妃、その雌鳥皇女に対して深い配慮をする皇后八田皇女像と、天皇との和解を拒否して没する皇后磐之姫像とは大きな落差が認められる。允恭・安康朝に葛城襲津彦の孫とされる玉田宿禰、葛城圓大臣等が誅殺され、徐々に葛城氏は勢力を後退させたとする『記・紀』の所伝を勘案すれば、この和解を拒否する磐之姫像は極めて暗示的・象徴的である。^(一九)

両書の内容はほぼ基本的な部分に大きな相違は無く、記述に際しての資料は共通していると考えられる。しかし、その結末に於ける天皇と女性との関係性、人物像には大きな落差が認められる。かかる点、とりわけ仁徳紀のそれが二度にわたる立后について周到に記述していることは、軽視すべきでは無からう。その出自に注目すれば、『書紀』編者には皇后の出自を王族出身女性に限定されるべきとの発想が認められる。これは、皇位互譲に於けるその継承者の出自に関するそれとも軌を一にしているといえよう。『書紀』を概観すると、八田皇女以降、天武天皇皇后鸕野讃良皇女に至るまで、その事実性は兎も角として一貫して「皇后」は王族出身者に限定されている。かような発想の背景に令制下に於ける后妃に関する規定があることは否定できない。『令義解』^(二〇)公式令は皇后について「天子の嫡妻なり」と注している。しかし後宮職員令に皇后に関する規定は無く、それ以下については妃Ⅱ四品以上、夫人Ⅱ三位以上、嬪Ⅱ五位以上と規定している。これよりすれば、皇后出自は必然的に皇女（内親王）に限定されるということであり、換言すればそれは当然であり規定する必要性を認めなかったということであろう。この令制下の規定は既に大宝令に存したと思われ、かかる事柄が同時期に進捗した『書紀』編纂に影響を与えなかったとは考え難い。これが、仁徳紀の二度にわたる立后記事の背景として考えられよう。と同時に、『古事記』仁徳段とは著しく異なる皇后八田皇女像を構成した一因であろう。

三 天皇の支配領域と水平的世界——山川林野と海人——

次に第三段では、菟道稚郎子と大鷦鷯尊との互譲の間に、額田大中彦皇子が「倭の屯田屯倉を掌らむと」企て、次のようにある。

（上略）其の屯田司出雲臣が祖淤宇宿禰に謂りて曰はく、是の屯田は、本より山守が地なり。是を以ちて、今し吾治めむとす。爾は掌るべからずといふ。（下略）

これについて、淤宇宿禰は皇太子菟道稚郎子に奏上するが、「汝、便ち大鷦鷯尊に敬せ」とし、続いて大鷦鷯尊に「臣が所任れる屯田は大中

彦皇子、距ぎて治めしめず」と奏上した。そして大鷦鷯尊は倭直祖麻呂に倭の屯田の歴史的経緯について問いただが、「臣は知らず。唯し臣が弟吾子籠のみ知れり」として、韓国に派遣されていた吾子籠を召喚した。その回答は、次の通りである。

(上略) 伝に聞る、纏向玉城宮御宇天皇の世に、太子大足彦尊に科せて、倭の屯田を定めしめたまふ。是の時に勅旨ありて、凡そ倭の屯田は、毎に御宇帝皇の屯田なり。其れ、帝皇の子と雖も、御宇に非ずは、掌ること得じ、とのたまひきとうけたまはる。是を山守の地と謂ふは非じとまをす。(下略)

そして、吾子籠を額田大中彦皇子のもとに派遣して「状」を知らせ、結果、「大中彦皇子、更に如何にともすること無く、その行動について「乃ち其の悪きを知らしめれども、赦して罪ひたまはず」とする。この段で理解しにくいのは、唐突に額田大中彦命が倭の屯田・屯倉の管掌を主張する点と、その根拠を「本より山守が地とする」とする条である。先ず大中彦皇子は、応神紀二年三月条に依れば皇后仲姫立后に続いて、「これより先」に姉高城入姫が妃として婚した所生子の一人とする。そのなかで筆頭に配され、大山守皇子の同母兄とされる応神の諸皇子中に於いても長子的位置にある人物とみることが出来る。その限りでは母の皇妃中の位置付けを問題としなければ、皇位継承の有力者の一人といえよう。^(二二) それにも拘わらず四十年条の分掌に関する記事では、何等関与するところではない。ここにいう「山守」は応神紀五年八月壬寅条の「海人と山守部とを定む」とある「山守部」を指示しているのである。この応神紀五年条の海人部設定は、三年十一月条の各地の「海人」の騷擾と阿曇連祖大濱をその「宰」とする条を承けて成立する。しかし、山守部のそれでは、前提となる状況についての記事は配されていない。その意味で山守部設定のそれは、額田大中彦皇子の主張と併せて唐突の感は免れない。従って先述したように、後の三皇子分掌の記事を成立させるための、海人部とセット関係のもとの山守部設定なのである。それは、山海が天皇の支配領域として象徴的に表現されていると思われる。また、「山守」が山川林野管掌を委ねられた同母弟大山守皇子を意味する、更には額田大中彦皇子は大山守皇子の誤りと解することも出来るかも知れない。^(二三) そのようであるとしても同母弟の立場を擁護する長子の存在の意味は理解しにくい。先の応神紀四十年条では大山守皇子は、皇位継承について、「長子に速かず」と答えたところである。他方「ナカツヒコ」の名辞からすれば、長子であるという位置付けそれ自体が、不自然といえよう。例えば応神皇后は「皇后の姉」高城入姫、「皇后の弟」弟姫の間にあつての「ナカツ」ヒメである。即ち姉妹中の「ナカ」の女性と位置付けられるが故に「ナカツ」の名義が理解できる。^(二四) その姉であり妃高城入姫の所生子は、額田大中彦皇子・大山守皇子・去来真稚皇子・大原皇女・潞来田皇女の五名とするが、その記述の順位からすれば男性のなかで大山守皇子こそが「ナカツヒコ」に相応しいとすべきで

あろう。このことからしても、長子の「ナカツヒコ」は系譜上、不自然の感を免れない。

孰れにしても、応神紀五年条が「海」と「山」とを天皇の支配する世界としてセット関係で理解していることは、否定できない。それは、第四段に「海人」の「菟草」貢納や大山守皇子叛乱の記事を配していることから窺知できる（これについては、後述する）。それを提示するために、「山守」が「倭の屯田」管掌と強引に『書紀』編者によって綴合されたのであろう。と同時に、そうした主張を為した額田大中彦皇子を「乃ち其の悪きを知らしめせども。赦して罪ひたまわず」とすることによって、大鷦鷯尊の徳を称揚する意図を看取することが出来よう。また、そのような構成を採ることによって、仁徳紀六十三年是歳条の闘鶏の水室の起源伝承を配することが可能となるといえよう。より積極的にいふならば、その時期が孰れとされていたのかは別にして水室の起源にまつわる人物として額田大中彦皇子が伝承され、それを仁徳紀に配するに際して倭の屯田に関する記事に『書紀』編者によって登場せしめられたと考えるべきかも知れない。勿論、何故に倭の屯田管掌が仁徳即位前紀に配されるのかは、一考を要するところである。

先ずここで問題とされている倭の屯田・屯倉については、令制下の次のような規定が注目できる。『令義解』田令の置官田条に「凡そ畿内に官田置かむことは、（中略）大和、摂津各卅町、河内、山背廿町」とあり、倭の屯田・屯倉は、大和の官田の前身をなすものと考えられる。また、『令集解』^(二四)田令置官田条所引の古記に「古記に云はく、畿内に屯田を置く。不輸租なり。謂ふところは、屯田は御田なり。供御造食料田のみなり」とあるから、官田はもと大宝令では屯田と称したことが諒解できる。更に『令義解』田令役丁条には、「凡そ官田、（中略）其れ田司は、年別に相ひ替へよ」として、その田司について、「謂ふところは、宮内省管内雑任を差はし、其の事を掌どらしめよ。是れ田司と為すなり」とあり、官田（屯田）には宮内省から田司という官吏が派遣されていた。これを『令集解』所引の古記では「屯司」とする。このように、令制下の屯田・官田、とりわけ大和に設定されたそれと、仁徳即位前紀の倭屯田とは一致する。屯司・田司は倭屯田司の後身と考えてよからう。それが、倭吾子籠の言に依れば元来、「御宇帝皇」の所有するところであるとする。即ち、天皇位に付随する固有の直轄領、「供御造食料田」であるということであろう。その屯田についての歴史的由来が、倭直祖麻呂・吾子籠に問い合わせ、纏向玉城宮御宇天皇、即ち垂仁天皇の意志に基づき、太子大足彦尊（景行）によって設定されたとするのは、纏向の地と併せて御諸山を含む大和国磯城郡から十市郡に所在したと推測される。^(二五)この経緯についての詳細は『記・紀』にはみえないが、『古事記』景行段には「倭の屯倉」の設定が記され、それは管見の限りでは屯倉設定の初見記事である。他方『書紀』では垂仁紀二十七年是歳に「屯倉を来目邑に興す」とする記事が初見である。このことからすると、景行段と垂

仁紀で設置場所は相違するが、屯倉の最初の設置が大和の域内にあり、それが「御肇國天皇」崇神の後を承け、共に纏向に宮を置いたとされる垂仁から景行朝にあるという構想・認識が、『記・紀』編纂時にあったことが窺知できる。それは、前節に述べた御諸山を中心とする地域についての歴史的認識と軌を一にしているといえよう。と同時に、「供御造食料田」であるということからすれば、天皇の領域支配の根源の地というのみでなく、天皇の身体（存在）にかかわる地でもあるともいえよう。かかる性格を有する天皇位に付随する固有の歴史的直轄領の管掌が互譲の過程で問題とされるのは、天皇にとつての重要な歴史的根拠であるのみでなく、身体性をも示す意図をもつて配されていると解して大過なからう。そしてその屯田・屯倉は互譲の結果からすれば、「聖帝」大鷦鷯尊に収斂するのであり、その故に「御宇帝皇」たり得るのである。

そのような意図を示すのが、「御宇帝皇」という表記に認められる。因みに、「帝皇」という表記は、『書紀』では極めて特殊である。管見の限りでは、上記の他には盟神探湯に関する允恭紀四年九月戊申条の「帝皇の裔」という条にみるのみである。『古事記』に於いては、序に帝紀の別称としての「帝皇日嗣」、允恭段の新羅よりの御調の大使金波鎮漢紀武によつて「帝皇の御病を治め差やしき」と二例あるのみである。それらは、天皇の系譜（出自）や身体に関わる内容に関してのみ使用されているとみることができ、特異な表記であることに相違はない。『続日本紀』に於いても、和銅元年二月戊寅条の平城遷都の詔に「帝皇の邑」という表記、及び神護景雲三年十月朔条の所謂道鏡皇位覬覦事件に関連して和氣清麻呂左遷直後の宣命に「朕の天の御門の帝皇（聖武、筆者、註）」の表記にみられるのみである。これらの使用例からすれば、その主張の不自然で唐突な内容と併せて、かかる記事の成立年代が『書紀』編纂時である可能性は否定できないと考えられる。他方、「御宇」という用語は、大宝令（公式令）に於いて採用されたものと考えられ、これと組み合わせた「御宇帝皇」は本条以外に『書紀』中に一例も検出されない。かかる特徴的な表記と説話を構成或いは採用させた背景として、先述した様な倭の屯田・屯倉と天皇との関係の重要性についての歴史的な理解があったとして大過なからう。また令制下での「屯田（御田）」の由来と歴史的な重要性とを説くことに、その記事を配した理由があったとも考えられよう。そのような天皇のあるべき姿が、仁徳紀に集約されていると窺知できる。

このことに関連して先にも触れた、仁徳紀六十三年是歳条の氷室について考えてみたい。

是歳、額田大中彦皇子、鬬鷄に獵したまふ。時に皇子、山の上より望りて、野の中を瞻たまふに、物有り。其の形廬の如し。乃ち使者を遣して視しむ。還り來て曰さく、窟なりとまうす。因りて鬬鷄稻置大山主を喚して、問ひて曰はく、其の野の中に有るは、何の嘗ぞとのたまふ。啓して曰さく、氷室なりとまうす。皇子の曰はく、其の藏めたるさま如何に。亦奚にか用ふとのたまふ。曰さく、土を掘ること丈餘。

草を以て其の上に蓋く。敦く茅荻を敷きて、氷を取りて其の上に置く。既に夏月を経るに泮えず。其の用ふこと、即ち熱き月に當りて、水酒に漬して用ふとまうす。皇子、則ち其の氷を將て來りて、御所に獻る。天皇、歡びたまふ。是より以後、季冬に當る毎に、必ず氷を藏む。春分に至りて、始めて氷を散る。

この記事は、氷室の構造について詳細に記すことが一つの特色といえよう。その氷室の立地する場合は、「獵」をなす大和の「鬪鷄」の「野」であり、象徴的にいえば大山守命が管掌を委ねられた「山川林野」の世界に他ならない。^(二七)そこに藏された氷は、『延喜式』主水司条には「供御」の氷とあり、先の屯田のそれが「御宇帝皇」の「供御造食料田」とされることと同様である。その氷の使用期間は、夏四月一日より秋九月三日までとしており、「即ち熱き月に當りて、水酒に漬して用ふ」(仁徳紀)るのであり、暑さ対策に他ならない。それは屯田・食料がそうであるように、究極的には天皇の身体に関わる重要な施設であると解されよう。と同時に、その特別な施設の立地からすれば、「御宇帝皇」の山川林野支配の象徴の一つに他ならないといえよう。^(二九)かかる視点よりすれば、単に氷室の起源を説くことのみに重きが置かれたのではなく、天皇の身体(存在)と山川林野の世界とが密接不可分の関係にあること、身体それ自体が「山川林野」を体現している、そのように『書紀』編者に理解されていると換言することが可能であろう。この構成は、天孫降臨後、その後裔が山祇・海神との婚姻を繰り返し、「始馭天下之天皇」神武が出現したとすることと通底しているといえよう。

続いて第四段では、応神紀四十年条のそれを承けて、次のように大山守命の叛乱が記される。

然して後に、大山守皇子、毎に先帝の廢てて立てたまはざることを恨みて、重ねて是の怨有り。則ち謀して曰はく、我、太子を殺して、遂に帝位登らむといふ。爰に、大鷦鷯尊、預め其の謀を聞しめして、密に太子に告して、兵を備へて守らしめたまふ。(後略)

この叛乱伝承は『古事記』応神段にもほぼ同様の内容で伝えられており、大きな相違点はない。しかしその細部を見ると、叛乱の展開する場(宇治)とそこに登場する地名(訶和羅)、宇治川で敗死した大山守命の「骨を掛け出しし時」に「弟王」(菟道稚郎子)の詠った歌謡内容とも整合しないなど、先の額田大中彦皇子のそれと同様に理解しがたい部分が少なくない。かかる点を重視した黒沢幸三氏は、『古事記』応神段の所伝を中心として和珥氏系の伝承と比較検討されて、次のように指摘されている。菟道稚郎子とは「宇治に拠点をもってワニ氏が語り伝えた伝説的皇子」であり、「何らかの事情で皇位につくことができなかった」のである。それを「美化し理想化してできた物語が「応神記」とみられる」と指摘される。更に、「大山守もその命名からもわかるように造作された人物」であり、「この皇位争いも仕組まれた一挿話に過ぎぬだろ

う」ともされる。であるとすれば、『古事記』応神段・仁徳即位前紀に於いて「仕組まれた」理由が明らかにされねばならぬであろう。この理由については、大山守皇子が応神より「山川林野」(応神紀)・「山海の政」(応神段)の管掌を委ねられたことと無関係でないことは、明らかである。この叛乱が、大山守皇子の敗死によって決着し、更には最終的に大鷦鷯尊が即位する経緯を勘案すれば、その管掌権が孰れに収斂するのかは明らかである。即ち、かかる応神紀四十年条の分掌に関する記事、叛乱伝承を配置することによって、天皇の支配する領域が如何なるものであるのかを示すことに、その「仕組まれた」意図があることは多言を要さないであろう。そうであるが故に、倭の屯田管掌を山守の地とする主張をした額田大中彦皇子に関する氷室起源伝承も仁徳紀に於いて成立するのである。

かかる観点より第五段で、次の様な海人の「苞苴」に関する説話も配されたと考えられる。

既にして宮室を菟道に興てて居します。猶位を大鷦鷯尊に譲りますに由りて、久しく即皇位さず。爰に皇位空しくして、既に三載を経ぬ。時に海人有りて、鮮魚の苞苴を齎ちて、菟道宮に獻る。太子、海人に令して曰はく、我、天皇に非ずとのたまひて、乃ち返して難波に進らしめたまふ。大鷦鷯尊、亦返して、菟道に獻らしめたまふ。是に、海人の苞苴、往還に餒れぬ。更に返りて、他し鮮魚を取りて獻る。譲りたまふこと前の日の如し。鮮魚亦餒れぬ。海人、屢還るに苦みて、乃ち鮮魚を棄てて哭く。故、諺に曰はく、海人なれや、己が物から泣くといふは、其れ是の縁なり。

ここでは、前段を承けて菟道稚郎子が「菟道に興てて居します」としている。これによって大山守皇子の叛乱伝承と併せて、その名辞の由来が初めて説明される。唯、大山守皇子と共に、「菟道」の「稚郎子」とするのみである。黒沢氏が説くように「菟道」に歴史的関係性を有する「ワニ氏」の伝承の中にあつては意味があるとしても、『記・紀』全体の伝承としてみる時著しく固有性を欠く名辞である。この時、大鷦鷯尊はいずれにいたのが明示されていないが、即位後は難波高津宮にあつたとしており、「菟道」と「難波」の間でのことと解することが一応出来る。ただ、第六段(後述)に於いて菟道稚郎子の菟道宮での自死に際し、「難波」より駆けつけたとはある。しかし、その難波が如何なる地であるのかを説いた記述はない。この第五段は、その間を行き来する「海人」の貢上する「鮮魚の苞苴」の行方がテーマであり、これも『古事記』応神段にも掲出されており、内容に大きな相違点は認められない。この説話は、単なる互譲についての状況や「諺」の由来の説明を目的として配されたのであろうか。海人に関しては先にも若干触れた応神紀三年十一月条に、次のようにある。

處處の海人、訕叱きて命に従はず。(分注、略)則ち阿曇連の祖大濱宿禰を遣して、其の訕叱を平ぐ。因りて海人の宰とす。故、俗人の諺

に曰はく、佐麼阿摩といふは、其れ是の縁なり。

これを承けて、五年八月壬寅条に、「諸國に令して、海人と山守部を定む」とする。他方、『古事記』応神段では吉野の國主等の大贄に関する歌謡に続いて、「此の御世に、海部、山部、山守部、伊勢部を定め賜ひき」とある。この中の伊勢部が海産物の貢納を負った磯部であるとすれば、この応神段及び五年条から「海」と「山」がセット関係で捉えられていることが確かめられる^(三二)。また、応神紀三年条は、それ自体としては歴史的事実か否かは別にして、「處處の」海部を管掌する阿曇氏の職掌起源に関する祖先伝承とみられる。しかし、それに連関する五年条の部の設定記事では、先述したように海部のそれとは異なり山守部設定の理由となる説話が、それ以前に配されていないということは特徴的である。これは観点を変えれば、応神紀四十年条の三皇子分掌、更には大山守皇子叛乱伝承を導き出す伏線として配されたと解することができる。一方、海人の「菰苴」に関して、次の様なことが考えられよう。石母田正氏が「菰苴」(贄)とは、その原型を「初穂と同じく、首長または主権者にたいして、その支配領域内の土地・河川・山林を利益する民戸が、その帰属関係を確認する宗教的儀礼的慣行にその起源をもつとみられるのである」と指摘される点^(三三)が注目される。即ち、貢納とその儀礼を通じて「帰属関係」が確認されるということは、それを受納する支配者からすればその貢納品目を通じて「支配領域」或いは自らの支配する世界を儀礼的に確認するに他ならない^(三三)。その観点から考えれば、先述したように「山川林野」・「山海」の支配権は大山守皇子敗死により最終的に大鷦鷯尊に収斂する。であるとすれば「海」の支配権が海人の「菰苴」貢納の記事を通じて、やはり大鷦鷯尊に収斂することの象徴的確認に他ならない。応神段が表現する「山海の政」とは、「御宇帝皇」、天皇の支配・体を説く目的を持って海部・山守部設置、三皇子分掌、大山守皇子叛乱伝承、海人に関わる「諺」に引きつけた「菰苴」の受納を巡る記事が『記・紀』に配されたといえよう。それ故に、海人の往来した場合がいずれであるのかは、大きな問題とはしなかったのであろう。

四 天皇の支配領域と垂直的世界——易名と鷹甘部——

かようにみれば、皇位互譲の説話が配された理由の一つに、天皇の支配領域と世界とが如何なるものであるのかを明示することにあつたと理解することができる。ただ、そこで示された領域は、倭の屯田・屯倉の所有・管掌をその立脚の歴史的根拠とした、水平的な世界(山野河海)

が示されたに過ぎない。即ち、垂直的な世界、謂わば天空的世界は如何に捉えられるのであろうか。そこで興味深い伝承が、大鷦鷯尊の名に由来する易名と鷹甘部・鷹甘邑起源伝承とである。応神の易名説話が、既述したように、その神性を象徴しているとすれば、大鷦鷯尊の易名説話に於いても、何らかの意図があると考えるべきであろう。仁徳紀元年正月己卯条に、即位の後、難波高津宮造宮に際して装飾を排し簡素を旨として、その理由を「此、私曲の故を以ちて、耕し績む時を留めじとなればなり」として、四年二月甲子条以下に展開する所謂「民の竈の賑わい」を巡る聖帝記事の前提を導き出す。それに続いて、次のように易名説話を配している。

初め天皇生れます日に、木菟、産殿に入れり。明旦に、譽田天皇、大臣武内宿禰を喚して語りて曰はく、是、何の瑞ぞとのたまふ。大臣、對へて言さく、吉祥なり。復昨日、臣が妻の産む時に當りて、鷦鷯、産屋に入れり。是、亦異しとまうす。爰に天皇の曰はく、今朕が子と大臣の子と、同日に共に産れたり。並に瑞有り。是天つ表なり。以爲ふに、其の鳥の名を取りて、各相易へて子に名けて、後葉の契とせむとのたまふ。則ち鷦鷯の名を取りて太子に名けて、大鷦鷯皇子と曰へり。木菟の名を取りて、大臣の子に號けて、木菟宿禰と曰へり。是、平群臣が始祖なり。

この説話は、「後葉の契とせむ」とすることからみて、武内宿禰後裔氏族（平群氏）と大王家とが密接な関係にあったことを示そうとする意図のもとにあることは否定できない。と同時に、その木菟宿禰の後裔平群氏は、武烈即位前紀に依る限り、応神・仁徳王統に終焉をもたした小泊瀬稚鷦鷯天皇（武烈）と大臣真鳥臣の男鮪とが、物部鹿鹿火大連の女影媛を巡って対立し、「悉に父子の無敬き状を覺り、赫然りして大きに怒り」を買ひ失脚したとする。ここでも、「稚鷦鷯」・「鮪」・「真鳥」がその伝承の構成要素の主要な部分を成しており、始祖の易名を勘案すれば象徴的である。即ち和解を拒否する皇后磐之姫とその後の葛城氏の衰退と類似している。かかる観点よりすれば、この武烈の和風諡号とその即位前紀の記事も、仁徳紀の易名とそれを「吉祥」とする説話の配置と無縁ではないのかも知れない。他方、この説話は易名と共に同日誕生譚でもある。かかる同日誕生譚は、成務紀三年己卯条の大臣に関する初見記事である武内宿禰に関連して、「初め、天皇と武内宿禰と、同じ日に生れませり。故、異に寵みたまふこと有り」とみえる。先の武内宿禰と関連する応神の易名と併せ考えると、貴種との名易え、同日誕生譚は武内宿禰後裔氏族の祖先伝承に特有の傾向を示しているといえよう。それについて、日野昭氏は「武内宿禰後裔氏族の間にある程度普遍化した説話形態である」可能性を指摘されている。^(三四)

ところで鷦鷯はミソサザイを意味しているが、その産屋への飛来を「吉祥」とする易名が何を隠喩しているのであろう。ミソサザイは、山

間地から里山に広範に分布し、日本に自生する鳥の中では最小の鳥の一種である。このミッサザイについて、『古事記』では仁徳の和風諡号以外に検出されない。他方、『書紀』では、神代第八段の第六の一書収載の太己貴神と少彦名神との出会いについて、次のようにある。

(上略) 初め大己貴神の、國平けしときに、出雲國の五十狹狹の小汀に行到して、飲食せむとす。是の時に、海上に忽に人の聲有り。乃ち驚きて求むるに、都に見ゆる所無し。頃時ありて、一箇の小男有りて、白斂の皮を以て舟に爲り、鷦鷯の羽を以て衣にして、潮水の隨に浮き到る。大己貴神、即ち取りて掌中に置きて、翫びたまひしかば、跳りて其の頬を嚙ふ。乃ち其の物色を怪びて、使を遣して天神に白す。時に、高皇産靈尊、聞しめして曰はく、吾が産みし兒、凡て一千五百座有り。其の中に一の兒最悪くして、教養に順はず。指間より漏き落ちにしは、必ず彼ならむ。愛みて養せとのたまふ。此即ち少彦名命是なり。

ここでの鷦鷯は、「指間より漏き落ち」た「小男」少彦名神の「衣」として利用されている。つまり、鷦鷯が小さいことの象徴として捉えられていることが諒解できる。それは、この鳥の有す特徴と符合する。これに続いて第九段本文の国譲りに於ける天若彦の殯に関する条の異伝として引かれる「一に云はく」に、次のようにある。

一に云はく、乃ち川鴈を以て持傾頭者とし、亦持帚者とす。鴈を以て尸者とす。雀を以て春者とす。鷦鷯を以て哭者とす。鵲を以て造綿者とす。鳥を以て穴人者とす。凡て衆の鳥を以て任事す。

ここにみる「衆の鳥」が霊鳥としての意であることは明らかであり、その中の一つとして哭者(なきめ)の任を担ったのが鷦鷯であるとされている。それは鳴き声からの連想であろう。これらの鳥類が、決して特殊なものではなく、日常の風景の中にみられる種類であることに共通点を見出せる。その最小であると共に日常的な鳥としての霊鳥鷦鷯の名を負っているのが、「御宇帝皇」・「聖帝」大鷦鷯尊ということである。直木氏は、この大鷦鷯尊の名辞について、次の様に述べておられる。即ち、津田氏の明治三〇年二月三日の日記を承け、その前後の天皇(応神・履中・反正・允恭)の和風諡号が「地名またはワケの称を付す」のが一般である。その点からすれば、「仁徳のオホサザキだけが特殊であり、大鷦鷯尊の意とは断定できないが、その可能性は大きく、そうでなくとも本来の名とは別に一種の別称として成立した」と指摘されている。^(三五) 大鷦鷯尊の名辞の由来が、大山陵(オホミササギ)の転訛とする着想は興味深い。しかし、陵墓の称が天皇の名辞に転訛・転用される可能性が果たしてあり得るのかは、猶、検討の必要があろう。

そこでその「特殊」な名辞の意図について直木氏とは異なる観点より考えてみると、関敬吾氏『日本昔話集成』第一部、動物昔話(一九五〇

年、角川書店）に於いて、「動物競争」に分類する「鳥の中の王の選挙」・「鷓鴣は鳥の王」に登場する鷓鴣に強く惹かれる。丸山久子氏執筆「鷓鴣は鳥の王」の項―稲田浩二・大嶋建彦・川端豊彦・福田晃・三原幸久編『日本昔話事典』（縮刷版）、一九九八年、弘文堂―の解説に依れば、この昔話の特徴は次のようである。即ち、「ミソサザイは体は小さいが、智慧が優れているために（大型の鷹や鷲などの猛禽類に課される問題を解決して、筆者、註）王様となるという話」であり、「東北から関東・東海・裏日本を含めて、四国・九州にまで及ぶ広い分布をもつ」とされる。更に、「韓国では「蜉蝣の虎」の話がこれと同類であり、欧州の「鳥の王の選挙」The Election of Bird-king(AT221)と呼ばれる話型に近く『イソップ物語』『グリム童話集』Kinder-und Hausmärchenをはじめインドの『バンチャリタントラ』にも同じ話がある」とも指摘されている。この昔話を成立させている基本が、ひとえに日常的な鳥類であり、最小である点にあることは多言を要しない。^(三六)それが、智慧をもつて鳥類の中で最強の鷲・鷹などの猛禽類を制（征）するのである。この背後には、小さきに関する発想があると思われる。かかる昔話の成立年代を確定することは困難であり、直ちに仁徳の名の由来とされる易名説話に推し当てて理解しようとするのは想像の域を出るものではない。しかし、仁徳紀には鳥乃至は鳥と関わる人名が、他の諸天皇紀に比して多くみられる。とりわけ仁徳紀六十七年十月甲申条では、天皇の寿陵を河内石津原に選定し、築造中に鹿が飛び出し倒れ絶命した。その時、鹿の「耳」の中より「百舌鳥」が飛び去り、その鹿の痕を調べたところ、「悉く昨ひ割き剥げり」とある。これは、百舌鳥耳原の地名起源をなすものである。他方、昔話で王となる経過の中で、鷓鴣は鷹乃至は鷲に課せられた猪を捕らえるという課題を、耳の中に飛び入って狂わせることによつて克服したとする。鳥の種類は相違し、鹿が何を意味しているのかは兎も角として、^(三七)両者は内容的には極めて類似している。その「鳥の中の王」に注目して仁徳紀をみれば、鷓鴣が制（征）した鷹に関して四十一年・四十三年条に鷹甘部・鷹甘邑設定に関する起源伝承が掲出されているのである。

鷹甘部が鷹の飼養とそれを天皇の狩猟に供することはいうまでもない。四十一年三月条及び四十三年九月朔条は、次の通りである。

四十一年三月条

紀角宿禰を百済に遣して、始めて國郡の壇場を分ちて、具に郷土所出を録す。是の時に、百済の王の族酒君、禮無し。是に由りて、紀角宿禰、百済の王を訶ひ責む。時に百済の王、悚りて、鐵の鎖を以て酒君を縛ひて、襲津彦に附けて進り上ぐ。爰に酒君來て、則ち石川錦織首許呂斯が家に逃げ匿る。則ち欺きて曰はく、天皇、既に臣が罪を赦したまひつ。故、汝に寄けて活はむといふ。久にありて天皇、遂に其の罪を赦したまふ。

四十三年九月朔・是月条

依網屯倉の阿弭古、異しき鳥を捕りて、天皇に獻りて曰さく、臣、毎に網を張りて鳥を捕るに、未だ曾て是の鳥の類を得ず。故、奇びて獻るとまうす。天皇、酒君を召して、鳥を示せて曰はく、是、何鳥ぞとのたまふ。酒君、對へて言さく、此の鳥の類、多に百濟に在り。馴し得ては能く人に従ふ。亦捷く飛びて諸の鳥を掠る。百濟の俗、此の鳥を號けて俱知と曰ふとまうす。是、今時の鷹なり。乃ち酒君に授けて養馴む。幾時もあらずして馴くること得たり。酒君、則ち韋の縉を以て其の足に著け、小鈴を以て其の尾に著けて、腕の上に居多て、天皇に獻る。是の日に、百舌鳥野に幸して遊獵したまふ。時に雌雉、多に起つ。乃ち鷹を放ちて捕らしむ。忽に數十の雉を獲つ。

是の月に、甫めて鷹甘部を定む。故、時人、其の鷹養ふ處を號けて、鷹甘邑と曰ふ。

この伝承では、鷹の飼養とその利用法とが詳細に述べられ、百濟渡來の技術であるとする。そして、「百舌鳥野」に於いて初めて天皇が「遊獵」（鷹狩り）し「雉」を得たとするのである。それまで鷹に関する知識がなかったというのも奇妙であり、その技術の淵源が百濟以外にはあり得ないのかは議論を要するところではあろう。

(三八)

埴輪の中にも、明らかに鷹匠の姿を形象した事例があり、地域首長によつて早くから利用された狩獵技術であることは否定できない。ここで理解しにくいのは、天皇が「遊獵」した地を「百舌鳥野」としている点である。仁徳紀六十七年十月甲申・丁酉条に依る限り、百舌鳥耳原の地名起源は石津原に於ける造陵中にあつた鹿の耳と百舌鳥にまつわる事柄を通じて、「故、その処を名けて、百舌鳥耳原と曰ふは、其れ是の縁なり」とする。即ち、これによる限りそれ以前には「石津原」であり、百舌鳥野の地名は存在しないということになる。それにも関わらず、寿陵築造以前に「百舌鳥野」に於いて天皇が「遊獵」したとするのは整合していない。従つて両者が、本来、仁徳天皇と関係するという連関性をもつて伝承されたものではないといえよう。小稿での問題は、そうした技術が仁徳朝に伝來し、それが大鷦鷯尊によつて独占されたとする記事を、如何なる意図のもとで配したのかということである。それは、鷹狩り、ひいては狩獵が天皇にとつて如何なる意味を有しているのかが問題となろう。

仁徳紀三十七年七月条に天皇と皇后八田皇女とが、「高臺に居しまして避暑りたまふ」時に、毎夜、菟餓野より、「鹿の鳴聞ゆること有り、其の聲、寥亮にして悲し。共に可憐とおもほす情を起した」。しかし、月末になるとその鹿の鳴き声が聞こえなくなり、その後、「明日、猪名縣の佐伯部、苞苴獻れり」として、鹿の鳴き声が聞こえなくなった理由が明らかになったとする。ここで興味深いのは、猪名縣の佐伯部の狩獵の獲物が「苞苴」とされている点である。こうした狩獵の成果が「贄」とされる例は、『続日本後紀』^(三九)仁明天皇承和年間の記事に散見される。例え

(四〇)

ば承和六年十二月乙丑条には、次のようにある。

車駕、水成瀬野に遊獵す。山城・攝津・河内等の國司、御贄を獻ず。扈從の群臣及び國司等に祿を賜ふこと、各の差有り。

ここにいう山城国水成瀬野での遊獵が鷹狩りであつたか否かは明瞭ではないが、狩獵の成果が「贄」とされたことは注目できる。先の「贄」に関する石母田氏の指摘に従えば、その貢上・受納が天皇の支配領域の儀礼的確認に他ならない。かような狩獵について『日本靈異記』^(四一)下卷、第三十九縁「智行並び具する禪師、重ねて人の身を得て、國皇の子に生まるる縁」に於いて、嵯峨天皇のそれに関して次のように述べている。

(上略) 或る人は、聖君に非ずと誹謗す。何を以ての故にとならば、此の天皇の時に、天の下旱厲有り。又天の災、地の妖、飢饉の「難」繁く多く有り。又鷹犬を養ひ、鳥猪鹿を取る。是れ慈悲の心に非ずといふ。是の儀然ら非。食す國の内の物は、皆國皇の自在の隨の儀なり。百姓と雖も敢へて誹らむや(下略)。

ここでは狩獵は決して仏教的にみて無慈悲な行為ではなく、天空を飛翔する鳥類、山川林野(山海)に住す猪鹿や魚類等の「食す國の内の物は、皆國皇の自在の隨の儀なり」とするところに特徴がある。それは取りも直さず応神記・紀で示された「食す國」の「山川林野」・「山海」が^(四二)天皇の支配領域であることを明瞭に語っているであろう。更には鷹を飼養して狩獵する鳥類の飛翔する世界である「天空」も、また天皇の支配領域であることに他ならないとも解されるのではなからうか。飼養された鷹が「天空」を飛び、捕鳥する。それが「贄」とされるのは、鳥類に象徴される「天空」も、「山川林野」・「山海」と同様といえよう。即ち、仁徳紀のそれに即して考えれば、非力ではあるが、智恵に優れたことを象徴する「鷓鴣」が百済伝来の猛禽類の「俱知」(鷹)の飼養と狩獵を独占するという伝承が配されるのは、葦原中国における支配者として視覚的に認識し得る「山川林野」・「山海」のみならず、「天空」の支配者即ち「御宇帝皇」であることを示す意図を看取することが可能ではなからうか。換言すれば、先にも述べたように水平的世界のみが天皇の支配領域と考えられたのではなく、頭上を飛翔する鳥類を通じて認識される空間、つまり葦原中国の上に存在する垂直的な世界として認識される「天空」もその領域であることを示す目的をもつて易名・鷹甘部設置記事が配されていると解されよう。そうであるが故に、鷹の飼養とその技術は大いなる鷓鴣の天皇によつて独占されるという記事が、仁徳紀にあつて成立するのであろう。それが、前稿でも指摘したように鳥獸に関する内容乃至はそれと関係ある名辞を含む人名が中心となる記事が、他の諸天皇紀と比して多く掲出された理由と考えられる。その様な天皇像を『書紀』編者が構想したが故に、日常的世界にみる最小の鳥類である「鷓鴣」は、まさに「鷓鴣は鳥の王」でなければならなかつたともいえよう。憶説に過ぎないが、それが直木氏の指摘される前後の天皇に比し

て「特殊」な和風諡号とされた理由と解されるのではなからうか。

五 むすびにかえて

第六段は、上述の皇位互譲の最終局面について述べている。

太子の曰はく、我、兄王の志を奪ふべからざることを知れり。豈久しく生きて、天下を煩さむやとのたまひて、乃ち自ら死りたまひぬ。時に大鷦鷯尊、太子、薨りたまひぬと聞して、驚きて、難波より馳せて、菟道宮に到ります。爰に太子、薨りまして三日に経りぬ。時に大鷦鷯尊、標擗ち疊び哭きたまひて、所如知らず。乃ち髪を解き屍に跨りて、三たび呼びて曰はく、我が弟の皇子とのたまふ。乃ち應時にして活でたまひぬ。自ら起きて居します。爰に大鷦鷯尊、太子に語りて曰はく、悲しきかも、惜しきかも。何の所以にか自ら逝ぎます。若し死りぬる者、知有らば、先帝、我を何謂さむやとのたまふ。乃ち太子、兄王に啓して曰したまはく、天命なり。誰か能く留めむ。若し天皇の御所に向ること有らば、具に兄王の聖にして、且譲りますこと有しませることを奏さむ。然るに聖王、我死へたりと聞しめして、遠路を急ぎ馳でませり。豈勞ひたてまつること無きこと得むやとまうしたまひて、乃ち同母妹八田皇女を進りて曰はく、納采ふるに足らずと雖も、僅に掖庭の數に充ひたまへとのたまふ。乃ち且棺に伏して薨りましぬ。是に、大鷦鷯尊、素服たてまつりて、發哀びたまひて、哭したまふこと甚だ慟ぎたり。仍りて菟道の山の上に葬りまつる。

この菟道稚郎子の自死により、即位に至るとするのである。その過程で「天命」を知る菟道稚郎子、「聖王」と称される大鷦鷯尊など、ここでは互譲する両者の人物像を著しく「聖」化している。これが、儒教の徳治思想に基づくことは多言を要さない。それは、第二段にみたそれと同様である。これを『古事記』応神段では、極めて簡略に記している。海人の「大鷦鷯」を巡る逸話に続いて、「然るに宇遲能和紀郎子は早く崩りましき。故、大雀命、天の下治らしめしき」とあるのみで、且つその死の原因も明記していない。ただし、菟道稚郎子の死を「崩」字をもって表記しており、天皇の死と同等に扱うなどの配慮が認められる。その意味では、応神段に於いても、仁徳即位前紀と基本的には変わることのない天皇像を描出していると解される。この両書の相違については、既に津田氏が「帝位を避けて自殺した」という中国の「隠士の昔物語」によつて、古事記の着想を極端化したものであること^(四三)を指摘されているところである。これに加えて、先にも述べたように菟道稚郎子の同母妹八

田皇女を「掖庭の數に充ひたまへ」として、葛城氏出自の皇后磐之姫の激しい嫉妬による天皇との和解の拒否、筒城宮に於ける死を前提として、王族・皇族への皇后の交替―二度の立后―をその構想の中に加えている。これは応神・仁徳段には無い要素である。そして、『書紀』では履中紀以降、皇后は王族出身者に限定される。即ち、仁徳紀が王族皇后の起点としての位置付けを与えられているともいえる。これが、令制下の発想に基づいていることは既に述べた通りである。

以上のように仁徳即位前紀をみると、先ずは大鷦鷯尊と菟道稚郎子との皇位互譲を通じて徳治思想に基づく天皇のあるべき理想―「御宇帝皇」・「聖帝」像―を描出することにその意図があると考えられる。換言すれば、そこで述べられた天皇像を具体化することに元年紀以降があると解される。その象徴的な記事が、「聖帝」と称せられた由来とする、所謂「民の竈の賑わい」に関する難波高津宮の裝飾の排除と課役の免除、更には池溝開発の記事であろう。次いで、その理想的な天皇の体現・支配する世界を、倭の屯田・屯倉の管掌問題、大山守皇子叛乱伝承、海人の贅の貢納に関する伝承、氷室起源伝承、易名伝承、鷹甘部起源伝承等を通じて、表現しようとしたと指摘できる。そこでは、倭の屯田の管掌を歴史的起点として水平的世界（山川林野）・「山海」のみでなく、その頭上に展開する垂直的世界（天空）をも視野に入れて仁徳紀が構成されているといえよう。次いで、菟道稚郎子の同母妹八田皇女を皇位互譲の記事に組み込み、葛城氏出自の磐之姫の人物像を対照することによって、皇后のあるべき姿を説くことにあることができる。

かかる天皇像を構成する即位前紀は、『古事記』応神段と基本的に相違はない。かような点を含めて、先述した直木氏は応神段・応神紀と仁徳段・仁徳紀とを比較検討され、その共通点の多いことから、「もと応神天皇が仁徳天皇と一体の天皇（正しくは大王）として伝えられていた」のであり、「それがのちに分離して、二人の天皇になった」と指摘されている。^(四四) 今、その考説の当否について論ずることはできないが、上述したように仁徳紀が応神紀と分かち難い関係のもとで構想されたものであることは否定できない。応神の和風諡号が易名説話に示されるように海神の要素を有しつつ、その支配と領域とを三皇子の分掌という形式で提示した。それを承けて即位前紀の皇位互譲の説話を中心にして、仁徳がそこで示された水平的な空間のみならず、易名や鷹甘部の設置等を通じて垂直的空間をも視野に入れた世界を体現する「御宇帝皇」たる天皇として出現した。^(四五) そうであるが故に、理想的徳治を實踐した「聖帝」であり得たのであり、その点を構成上の意図として看取することができるといえよう。そこに示された天皇像は、『記・紀』編纂時の政治社会に於いて考えられた理想に他ならない。その意味で、仁徳紀は『書紀』編者によつてその意図に沿つて極めてよく構想・整理された天皇紀であり、そこからは個々の伝承の背後にあるものは別としても、大鷦鷯尊の実在

性を含めて、仁徳朝としての歴史的事実を導き出すことは不可能といえる。それが、仁徳紀を特徴づける訓注を除いて異伝・補注と解される「一に云はく」等の分注が僅か一例しか存しない理由と説明できる。他方、『古事記』に於いては、その意図が下巻を仁徳より起筆していることに鮮明に示されているともいえよう。

(二〇〇五・〇七・〇七)

註

- (一) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀』(日本古典文学大系)、一九六七年、岩波書店による。
- (二) 津田左右吉『日本古典の研究(改訂版)』上、一九六頁、一九七二年、岩波書店。
- (三) 拙稿「崇神天皇像について―『記・紀』構成を中心にして―」、「仏教文化研究所紀要」(龍谷大学)、第一九集、一九八〇年、「垂仁天皇紀の構成と天皇像」(上・下)、『龍谷紀要』第二四卷第二号、第二五卷第一号、二〇〇三年、参照。
- (四) 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記 祝詞』(日本古典文学大系)、一九五八年、岩波書店、による。
- (五) 朝枝善照還暦記念会篇、朝枝善照博士還暦記念論文『仏教と人間社会の研究』、所収、永田文昌堂、二〇〇四年。この論文四二頁に於いて、「分注」が「一条もない」としたが、これについては訂正する。因みに訓に関する分注は、四箇所存在する。
- (六) 水虵を誅殺するに際して利用する瓢を使つての方法は、茨田堤に於ける河神の真偽を確かめる方法と全く同様である。瓢を鎮め得るのか否かによって神意を測る方法が広く行われた可能性は認めうる。しかし、その伝承が仁徳朝の歴史的事柄とする必然性はない。寧ろ飛驒及び吉備中国での事柄として伝承された事柄を利用し、これに付加する本文に引用した条に、仁徳朝の徳治の総括の意図が鮮明に示されているというべきであろう。換言すれば、その意図を示す目的を持つて飛驒及び吉備中国での事柄が仁徳紀に配されたのであろう。因みに、河村秀根・益根『書紀集解』卷十一(小島憲之解題『書紀集解』三、七二四頁、一九六九年、臨川書店)が既に指摘するように、その文言は『淮南子』に多く依拠している。
- (七) 前掲拙稿註(五) 参照。
- (八) 「応神天皇の周辺」、「天皇の系譜と神話」一、所収、一九六七年、塙書房。
- (九) 「応神天皇の実在性をめぐって」、「飛鳥奈良時代の研究」、所収、一九八五年、塙書房。
- (一〇) 河村秀根・益根『書紀集解』卷十一(前掲書註(六) 六五七頁) 参照。
- (一一) 応神即位前紀の易名ついで「一に云はく」の文言中の文末には、「然らば大神の本名は菅田別神。太子の元名は去来紗別尊と謂すべし。然れども見ゆること無く、未だ詳かならず。」とある。これについて、新訂増補国史大系本『日本書紀』の頭注には、「然れば即ち以下分注、古本に無し」とあり、河村秀根・益根『書紀集解』卷十(小島憲之解題『書紀集解』二、六一六頁)では「古本に無し。蓋し私記の譏入なり」とする。しかし、考え方によつては、この文言は「書

「紀」編者による合理的判断の結果、書き加えられたとも解される。孰れにしても、『古事記』応神段が易名以前にあって角鹿大神は「伊奢沙和氣大神」ではなく、「品陀和氣」でなければならぬにもかかわらず、その名辭を取り違えていることからみて、その理解を補う意味で付された文言であろう。

(一二) 前掲書註(二〇)、六五七頁―六六〇頁、参照。

(一三) 前掲拙稿註(三)、参照。

(一四) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文篇、一九六二年、吉川弘文館、による。

(一五) 志田諱一「上毛野氏」、『古代氏族の性格と伝承』、所収、三四三頁―三四八頁、一九七二年、雄山閣、和田萃「三輪山祭祀の再検討」、『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、所収、二六頁―二九頁、一九九五年、塙書房、拙稿「御諸山と三輪山」、横田健一編『日本書紀研究』第一三冊、所収、一九八五年、塙書房、参照。

(一六) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗」、『古代王権の神話と祭祀』、所収、四二頁―四四頁、一九七〇年、塙書房。

(一七) この皇后磐之姫の嫉妬にまつわる説話の原形について、泉谷康夫氏は「磐之姫命と忍坂大中姫命」、『記・紀神話伝承の研究』所収、二〇〇三年、吉川弘文館、に於いて、「大和朝廷における古いニイナメの儀礼によって作られたもの」(二七二頁)と指摘されている。

(一八) かような死と直面した人物が、天皇に女性を推挙するという形式の説話は、垂仁紀に於いてもみられる。垂仁紀五年十月朔条に皇后狭穗姫が狭穗彦叛乱に伴って稻城に於いて死するに際して、開化天皇後裔丹波道主王の女日葉酢姫命等を推挙したとある。仁徳紀と垂仁紀では推挙する人物の性が異なるが、推挙された女性のいずれも系譜的には皇統に連なる出自とされ、その女性が皇后位につくという展開は、何等変わるところがない。垂仁紀に於けるその記事の配された意図については、前掲拙稿論文註(3)にて詳述したので、参照されたい。

(一九) 吉井巖「石之日売皇后の物語」、『天皇の系譜と神話』二、所収、三七頁―三七四頁、一九七六年、塙書房、参照。

(二〇) 新訂増補国史大系本による。

(二一) 吉井巖、前掲論文註(八)、一八〇頁、参照。

(二二) 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳『日本書紀』二(新編日本古典文学全集)、頭注、二二頁―二三頁、一九九六年、小学館、参照。

(二三) 吉井巖、前掲註(八)、一七七頁、参照。

(二四) 新訂増補国史大系本による。

(二五) 直木孝次郎「屯倉の管理形態について」、前掲書註(九)所収、三二二頁―三二四頁、参照。

(二六) 新訂増補国史大系本による。

(二七) この「鬬鷄」の「野」での「獵」が氷室の起源をなすという内容が、「山川林野」の管掌と連関すると考えられる。かかる視点よりすれば、先の「倭の屯田」は「本より山守が地なり」とする根拠をもって、その管掌を主張する説話に額田大中彦皇子が唐突に登場する理由と解されるかも知れない。

(二八) 新訂増補国史大系本による。

(二九) 盛本昌宏「王権による山野河海支配」、網野善彦・樺山紘一・宮田登・安丸良夫・山本幸司編、岩波講座『天皇と王権を考える』三所収、二四三頁、二〇〇二

年、岩波書店、参照。

(三〇) 黒沢幸三「ワニ氏の伝承」、『日本古代の伝承文学の研究』所収、一一九頁―一二二頁、一九七六年、塙書房。

(三一) 山口佳紀・神野志隆光校注・訳「古事記」(新編日本古典文学全集)、頭注、二五九頁、一九九七年、小学館、参照。

(三二) 石母田正『日本の古代国家』、三〇四頁、一九七一年、岩波書店。

(三三) 石上英一「律令国家財政と人民収奪」、永原慶二・朝尾直弘・芝原拓自・原秀三郎編『日本経済史を学ぶ(上)』(有斐閣選書)所収、五九頁―六〇頁、一九八二年、有斐閣、鬼頭清明「古代における山野河海の所有と支配」、朝尾直弘・網野善彦・山口啓二・吉田孝編『日本の社会史』第二卷、所収、一三一頁―一三二頁、一九八七年、岩波書店、参照。

(三四) 日野昭『日本古代氏族伝承の研究』、一三頁、一九七一年、永田文昌堂。

(三五) 直木孝次郎、前掲論文註(九)、四四四頁。

(三六) 柳田国男『日本の昔話』、『定本 柳田国男集』第二六卷、所収、二二頁、一九七〇年、築摩書房、参照、及び龍谷大学名誉教授中山淳子氏のご教示による。記して感謝したい。

(三七) 平林章仁氏によれば、この説話の意味するところは「王陵造営地の地主神を鹿と百舌鳥を用いて退去させるという、呪術的な儀礼について伝えたもの」(「鹿と鳥を用いた葬送儀礼」、『鹿と鳥の文化史』所収、一四二頁、一九九二年、白水社)とされる。猶、鷺に寄せた宗教的心意については、拙稿「良弁伝の一齣―良弁杉にまつわる説話について―」、『仏教文化研究所紀要』(龍谷大学)第三〇集、一九九一年、に於いて若干の私見を述べたので参照されたい。

(三八) 秋吉正博『日本古代養鷹の研究』、三五頁―三六頁、二〇〇四年、思文閣出版、参照。

(三九) 新訂増補国史大系本による。

(四〇) 『続日本後紀』にみられる例を本文に引用した以外を列挙すると、次のようである。

承和六年閏正月己亥条・承和十年正月甲午条・承和十二年二月壬寅条・承和十四年十月壬子条

(四一) 遠藤嘉基・春日和男校注『日本霊異記』(日本古典文学大系本)、一九六七年、岩波書店、による。

(四二) 志田諄一「風土記と巡幸説話」、『茨城県史研究』四一、九頁、一九七九年、谷川章雄「古代の狩獵伝承について」、『学術研究―地理学・歴史学・社会科学編―』(早稲田大学教育学部)第三三号、一八頁、一九八三年、森田喜久夫「日本古代の王権と狩獵」、『日本歴史』第四八五号、二五頁―二六頁、一九八八年、中澤克昭「狩獵と王権」、網野善彦・樺山紘一・宮田登・安丸良夫・山本幸司編岩波講座『天皇と王権を考える』三、所収、九六頁―九七頁、二〇〇二年、岩波書店、参照。

(四三) 津田左右吉、『日本古典の研究(改訂版)』下、五三頁、一九七二年、岩波書店。

(四四) 直木孝次郎、前掲論文(註九)、四四頁。

(四五) ここで当面の問題となるのは、「天空」の領域、即ち「高天原」との関係である。「高天原」が如何に形象されているのかを考えると、一つの理解の仕方としては、次のような『記・紀』神代の記述が参考となろう。まずは、天孫降臨に際し、例えば『書紀』第九段本文では「天磐座を離ち、且天八重雲を排し分け

て、稜威の道別に道別き」、瓊々杵命は水平的世界としての「山野河海」に象徴される地上世界（葦原中国）の支配者として出現したとある。ここでは、「雲」が高天原と広い意味での天空との境界を表象するものとして捉えられている。換言すれば、葦原中国と高天原の間に存在する鳥の飛翔する天空の「雲」が、その世界を隔する標識と理解されていたと思われる（上田正昭『日本神話』（岩波新書）、一四八頁、一九七〇年、岩波書店、参照）。そして、高天原には「天高市」「天香山」等、地上世界を投影した世界がイメージされ、「雲」を越えた場所にある纏まりを持った領域として設定されているのではないかと思われる。本居宣長は、これについて『古事記傳』三に於いて、「さて天は虚空の上に在りて、天ツ神たちの坐します御國なり」（本居清造再校訂『増補本居宣長全集』第一、所収、一三二頁、一九二五年、吉川弘文館）と述べ、「視覚的に眺められる天空ではなく、その奥にある場として天や高天原が考えられている」（中村哲「東洋における天空神」、『宇宙神話と君主権力の起源』所収、一一頁、二〇〇一年、法政大学出版局）。『記・紀』神話に於いては、少なくとも鳥類が飛翔し天皇の支配する天空の領域と、皇祖神天照大神を主宰神とする高天原とが一体の空間として設定されていたとは考えられない。この問題は、黄泉国・常世国の領域も含めた『記・紀』が描く世界観とも関連する事柄であり、これについては改めて考えてみたい。